

次期地方制度調査会における調査審議に関する 指定都市市長会要請

我が国の総人口は 2008 年をピークに減少局面に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（令和 5 年推計）では、約 50 年後の 2070 年には現在の 7 割に減少し、65 歳以上人口がおおよそ 4 割を占めるとされている。また、令和 6 年 4 月の人口戦略会議の分析レポートによると、全国の 4 割にあたる 744 自治体が「消滅可能性自治体」とされたところである。

こうした危機的な将来が予想される中でも、持続可能な形で住民に行政サービスを提供していくためには、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想を転換し、地域の実情を踏まえて、基礎自治体同士の一層の連携や、都道府県と市町村との二層制をさらに柔軟化するなど、我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことが不可欠な状況となっている。

また、我が国の経済が長期にわたり停滞し、国際的地位も低下している中、我が国全体の成長を促すためには、大都市が有する地域資源や情報、ノウハウ等を最大限活用しながら、個別最適と全体最適を両立できる圏域を形成するとともに、多極分散型社会を実現することが重要となる。

地方制度調査会では、人口減少社会やポストコロナ経済社会等に対応するための地方行政体制のあり方等について調査審議が行われてきているが、我が国の人口の約 20%を占める指定都市が果たす役割や経済発展を支える大都市の制度改革についての議論が十分されておらず、現在の地方自治制度は、この間の社会変容に対応した持続可能な地域社会の構築や我が国全体の成長に繋がる仕組みとなっているとはいえない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、平成 25 年には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別市」制度に関しては、第 30 次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、同答申で示された「さらに検討すべき課題」については国で議論されないまま 10 年以上が経過し、未だ法的整備はされておらず、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

特別市制度の創設は、道府県との二重行政の完全な解消や、基礎自治体に権限と財源を統一することにより、市民サービスの向上はもとより、大都市を中心とした基礎自治体同士の連携強化による圏域の発展、さらには日本の国際競争力の強化にも繋がるものである。そして、その効果を日本全体に広げることで、東京一極集中の是正や多極分散型の持続可能な地域社会を実現し、大都市が日本の成長のエンジン役を果たすことを可能にするものである。

急速に進む人口減少等を乗り越え、我が国がさらなる成長を実現するためには、指定都市市長会がこれまで繰り返し要請・提言を行っている特別市制度の創設を含めた多様な大都市制度のあり方について、国が真摯に受け止め、十分な議論がなされることが不可欠である。

については、持続可能な地域社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるように、下記のとおり要請を行う。

記

- 1 我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、指定都市が果たす役割や大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において調査審議を行い、特別市の法制化に向けた議論を加速すること。
- 2 次期地方制度調査会に向けた検討を進める際には、研究会の設置などにより、現場の実情を知る指定都市に対して、あらかじめ十分な意見聴取を行うこと。

令和6年11月19日
指定都市市長会